

13 児童虐待について

虐待とは……

子どもの泣き声や叫び声が聞こえると「虐待されているのかな?」と心配になります。

児童虐待には、大きく4つのタイプがあります。

たとえ、保護者はしつけのつもりであっても、子どもにとって、体罰やひどい言葉は虐待です。

- | | |
|---------|---|
| ① 身体的虐待 | なぐる、ける、たばこの火を押し付ける、縄などにより一室に拘束するなど |
| ② 心理的虐待 | 言葉によるおどし、無視、きょうだい間の差別、子どもの目の前でのDV(夫婦間の家庭内暴力)を行うなど |
| ③ ネグレクト | 家に閉じこめる、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、病気なのに病院に連れて行かない、同居人による虐待を放置するなど |
| ④ 性的虐待 | 性的ないたずらをする、子どもへ性的行為を強要する、ポルノグラフィの被写体にするなど |

しつけと虐待の違い

親にとって、たとえ愛情のあるしつけのつもりでも、親の行為に子どもが嫌な思いをしているのであれば、それは虐待です。

虐待によって、子どもにいろいろな影響が出る場合があります。未然に防ぐことが大事ですが、虐待されている子どもを、早期に発見し、早期に対応することが必要です。

子どもの気持ちを最優先に考えていきましょう。

虐待かな?と思われる子どもがいた時の連絡は…

児童虐待は、子どもに対する重大な権利侵害であり、また身近に起こり得ることです。

ひとりで育児に悩んでいるお母さんや虐待を受けているのかなと思われるお子さんと出会ったら、「大丈夫?何か困っていることがあるの?」と温かい言葉をかけてあげてください。

また、深刻な虐待を防ぎ、子どもを守るためには、早めの対応が必要です。

「虐待かな?」と感じたら、ためらわずに電話で相談または連絡をしてください。相談や連絡した方の秘密は守られます。

■相談・連絡先

子ども教育課 ☎0470-46-2966 または

児童相談所全国共通ダイヤル ☎189(イチハヤク) ☎0570-064-000

※お住まいの地域の児童相談所にお電話をおつなぎします。



●子どもを虐待から守るための5か条●

- | | |
|------------------------|---------------------|
| ① 「おかしい」と感じたら迷わず連絡(通告) | (通告は義務=権利) |
| ② 「しつけのつもり……」は言い訳 | (子どもの立場で判断) |
| ③ ひとりで抱え込まない | (あなたの立場でできることから即実行) |
| ④ 親の立場より子どもの立場 | (子どもの命が最優先) |
| ⑤ 虐待はあなたの周りでも起こりうる | (特別なことではない) |

